

邑楽町中央公民館ホール愛称募集要項

1. 趣旨

中央公民館のホールは、約350席の電動可動席と約140席分の昇降床を備え、少人数のイベントから約500名の催しまで、様々な利用形態での活用が可能となっています。今後の町の生涯学習の拠点となる中央公民館のホールが、多くの人たちに愛され、興味を持ってもらえるように、ホールの愛称案を募集します。

2. 募集期間

平成30年5月1日～平成30年5月31日

3. 募集内容・基準

(1) 募集内容

邑楽町中央公民館のホールの愛称

(2) 募集基準

- ① 邑楽町の施設としてふさわしいものであること
- ② 邑楽町の生涯学習の拠点となる 邑楽町中央公民館ホールとしての特徴がイメージできるものであること
- ③ 親しみやすく覚えやすいものであること
- ④ 他の名称や商標などに類似していないものであること
- ⑤ 応募者自身が創作した未発表のものであること

4. 応募資格

年齢、性別、居住地を問わずどなたでもご応募できます。

5. 応募方法

応募用紙の応募箱への投函又は郵送で受け付けます。応募出来るのは所定の応募用紙のみです。応募用紙に①住所②氏名③年齢④連絡先⑤愛称案⑥その愛称にした理由又は説明を記入してください。全ての記載が無いものは無効となります。また、一人で複数の応募も可とします。応募用紙は町内社会教育施設等で入手できるほか町ホームページから印刷が可能です。

(1) 応募箱への投函の場合

邑楽町公民館・長柄公民館・ヤングプラザ・図書館・町民体育館・邑楽町役場
(2階生涯学習課) に設置された応募箱へ期間内に投函してください。

(2) 郵送の場合

応募用紙に必要事項を記入し、下記に送ってください(締めきり当日消印有効)。

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

邑楽町教育委員会 生涯学習課

6. 審査及び結果発表について

(1) 応募締め切り後、応募作品を邑楽町中央公民館ホール愛称選考委員会により3
～5作品程度に絞り込みます。

(2) 選考結果については、7月1日発行の「広報おうら」及び町ホームページで発表
します。

(3) その後、町民の皆さんや施設利用者による愛称を決定する決選投票を行い、
最終決定をします。詳細は、「邑楽町中央公民館ホール愛称決定投票実施要項」
をご参照ください。

7. 賞について

(1) ホールの愛称に決定された愛称案を最優秀賞とします。

(2) 最優秀賞作品を提案された方には、開館記念式典で記念品及び表彰状を贈呈
します。

(3) 上記該当者が複数いた場合は、全員に記念品及び表彰状を贈呈します。開館
記念式典での表彰状の授与については代表者1名とします。代表者1名は、抽選
により決定します。

8. その他

(1) 応募作品を使用する権利、その他一切の権利は邑楽町に帰属します。

(2) 商標権などの争議が発生した場合、邑楽町は一切の責任を負いません。全て
応募者の責任となります。また、商標権に抵触するおそれのある作品は、ご応募
をお断りします。

(3) 応募作品は自作未発表のものに限らせていただきます。自作でないと認めら

れた場合は、採用を取り消す場合もあります。

- (4) 今回の応募において、愛称として適当な作品がない場合は、該当なしとする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 最優秀賞作品を愛称としますが、使用にあたっては、原案を尊重しながら、必要に応じて、補正・修正して使用させていただく場合があります。
- (6) 応募にかかる費用は、応募者の負担になります。また、応募作品（応募用紙）の返却はしません。
- (7) お預かりした個人情報は、この事業の目的以外には使用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業等（会社員、高校生等）を報道機関や広報誌等で公表させていただくことがあります。
- (8) 応募状況や審査状況の確認等のお問い合わせにはお答えできません。

9. お問い合わせ先

邑楽町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

0276-47-5043